

# 短期入所生活介護契約書

様

---

社会福祉法人あかり福祉会

ショートステイ事業所 泰生

# 社会福祉法人あかり福祉会 ショートステイ事業所 泰生

## 短期入所生活介護利用契約書

\_\_\_\_\_様、(以下、「利用者」といいます)とショートステイ事業所泰生(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

### 第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条 (契約期間)

この契約の契約期間は、契約日から利用者から解約の申し入れがあるまで有効とします。

### 第3条 (短期入所生活介護計画)

利用期間が4日間以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者は、この「短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその保証人に書面にて説明します。

### 第4条 (短期入所生活介護の提供内容)

- 1 利用者が利用できるサービスの種類は【重要事項説明書】のとおりです。事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者及びその保証人に説明します。
- 2 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、第1項に定める各種サービスを適切に提供します。
- 3 事業者は、サービス提供に当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
- 4 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

### 第5条 (サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、短期入所生活介護の実施終了後、実施したサービスの内容等を保証人等に説明します。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護の終了後5年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第2項のサービス提供記録を閲覧できます。

- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

#### 第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【利用料金表】に定める料金をもとに計算された合計額を短期入所生活介護の利用終了後に支払います。
- 2 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

#### 第7条（中途終了）

- 1 利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中 でもサービスを中止することができます。
- 3 第1項、第2項に定めるほか、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算します。

#### 第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料及び食費・滞在費等の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【利用料金表】を作成し、取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

#### 第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、7日間の予告期間をおきます。
  - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず2週間以内に支払われない場合
  - ② 利用者又はその保証人が、事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が他の介護保険施設に入居した場合
  - ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合

- ③ 要介護認定により利用者の心身の状況が要支援と判定された場合
- ④ 利用者が死亡した場合

#### 第10条（秘密保持）

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその保証人に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

#### 第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

#### 第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に短期入所生活介護サービスの提供を行っているときに利用者の健康状態が急変した場合その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、主治医等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

#### 第13条（連携）

- 1 事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。  
なお、第9条第2項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

#### 第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

#### 第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

## 短期入所生活介護契約書

令和      年      月      日

ショートステイ事業所泰生での短期入所生活介護サービスの利用に際し重要事項説明書に基づき書面で説明を受け、その内容を理解し契約いたします。

契約を証するために、本書を2通作成し保証人と事業者が署名捺印し各1通保有するものとします。

(利 用 者)

住 所

氏 名

印

電話番号

\*利用者が署名出来ない為、本人の意思を確認し、本人に代わって署名代行いたします。

(署名代行者)

住 所

電話番号

氏 名

印

(続柄 :                      )

(保 証 人)

住 所

電話番号

氏 名

印

(続柄 :                      )

事 業 者

住 所

加古川市神野町石守238-1

事業者名

社会福祉法人あかり福祉会 ショートステイ 泰生

理事長

磯野 直子

印